

公告第497号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和6年1月19日

郡山市長 品川 萬里

第1 制限付一般競争入札に付する事項

- 1 業務名 令和6年度郡山市市民公益活動総合補償保険制度業務
- 2 業務内容等 市民公益活動に係る傷害補償及び賠償責任補償
- 3 契約期間 契約締結の日から令和7年4月1日（火）午後4時まで
- 4 保険期間 令和6年4月1日（月）午後4時から令和7年4月1日（火）午後4時まで
- 5 支払条件 前払金 有り

第2 入札の開札場所及び入札書の提出期限等

当該入札については、郵便入札により執行する。

1 開札場所及び日時

- (1) 場所 郡山市役所西庁舎3階 市民・NPO活動推進課分室(郡山市朝日一丁目23番7号)
- (2) 日時 令和6年2月22日（木） 午前11時

2 入札書提出期限

- (1) 令和6年2月21日（水） 午後5時 必着
- (2) 提出先（送付先）

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 市民・NPO活動推進課

3 入札書の郵送方法

入札書は、入札参加者の費用負担により次の郵送方法で提出すること。

- (1) 入札書は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により郵送すること。
- (2) 入札書は、中封筒（長形3号封筒）と外封筒（角形2号封筒）の二重封筒とすること。
- (3) 中封筒には入札書を入れ、業務名、入札参加者の住所及び名称を記載すること。
- (4) 外封筒には入札書を封入した中封筒を入れ、入札参加者の住所及び名称を記載すること。
- (5) 提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

### 第3 入札に参加する者に必要な資格

当該入札に参加する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 3 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 4 法人税、消費税及び地方消費税並びに直接取引をする本店、支店又は営業所等の所在地の地方税（県税及び市町村税）に滞納がないこと。
- 5 次の各号のいずれかを満たしていること。
  - (1) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 2 条第 4 項に規定する損害保険会社、同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等又は同法第 219 条に規定する特定損害保険業免許を有する特定法人であること。
  - (2) 前号に規定する会社等を引受会社とする保険業法第 2 条第 21 項に規定する損害保険代理店又は同法第 2 条第 25 項に規定する保険仲立人であること。
- 6 法人であること。
- 7 過去 2 年間（この公告の日の属する年度以前の 2 か年度とする。以下同じ。）に、地方公共団体と本業務と同等の業務を複数回契約した実績があること。

### 第4 入札参加の申込み

- 1 入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。以下「入札参加希望者」という。）は、入札参加資格を有することを証明するため、入札者資格承認申請書（第 1 号様式）とともに、入札参加資格確認資料を市長に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに入札者資格承認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を市長に提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められた者は、入札に参加することができない。

#### 2 申請書等の提出期限

(1) 提出期限 令和 6 年 2 月 5 日（月） 午後 5 時 必着

(2) 提出先（送付先）

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 市民・NPO 活動推進課

(3) 提出方法 郵送による提出とする。郵送は、書留等の発送・配達の確認ができる方法によ

ることとし、提出期限までに到着したものを有効とする。

### 3 提出する書類

- (1) 入札者資格承認申請書（第1号様式）
- (2) 制限付一般競争入札参加資格に係る申告調書（第2号様式）
- (3) 履歴事項全部証明書（申請日前3か月以内発行のもの）
- (4) 印鑑証明書（申請日前3か月以内発行のもの）
- (5) 決算報告書（最近3年間のもの）
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（申請日前3か月以内発行のもの）
- (7) 地方税（県税及び市町村税）の納税証明書（申請日前3か月以内発行のもの）
- (8) 本業務に係る保険約款及び過去2年間に地方公共団体に対し本業務と同等の保険契約を取り扱った実績を証明する契約書等の写し（2契約分以上）

### 4 確認結果の通知

入札参加資格の確認は、期限までに提出のあった申請書等をもって行うものとし、その結果を入札参加資格確認通知書（第3号様式）により、入札参加希望者に、令和6年2月14日（水）までに郵送で通知する。

## 第5 仕様書等の掲載

令和6年度郡山市市民公益活動総合補償保険制度仕様書及び郡山市市民公益活動総合補償保険制度要領（以下「仕様書等」という。）並びに郡山市郵便入札参加者心得は、郡山市ウェブサイトに掲載する。

「郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他の業務」

## 第6 仕様書等に対する質疑応答

- 1 仕様書等に対する質問がある場合は、仕様書等質問書（第4号様式）を令和6年1月19日（金）から令和6年1月25日（木）午後5時までに、郵送又は電子メールにより市民・NPO活動推進課に提出するとともに、到達確認のため電話で報告を行うこと。

※市民・NPO活動推進課 電子メールアドレス [shiminnpokatudou@city.koriyama.lg.jp](mailto:shiminnpokatudou@city.koriyama.lg.jp)

電話番号 024-924-3471

- 2 質問に関する回答は、郡山市ウェブサイトにて公表する。

## 第7 入札保証金

郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）第27条第1項第2号により、免除する。

なお、免除した場合でも、落札者が契約を締結しないとき（本公告第13第2項の規定により契約を締結しない場合を除く。）は、納付しないこととした入札保証金と同額の金額を市に納

めること。

#### 第8 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

#### 第9 入札の中止等

本業務に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

#### 第10 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

#### 第11 落札者の決定等

- 1 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

※くじを行う際は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

- 2 入札回数は、原則2回を限度とする。ただし、再度の入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約とすることがある。（見積書の提出は、原則2回を限度とする。）
- 3 入札結果は郡山市ウェブサイトに掲載するものとする。

#### 第12 契約保証金

規則第8条第1項第4号により、免除する。

#### 第13 契約の締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、速やかに行わなければならない。
- 2 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次の各号のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
  - (1) 本公告中第3に掲げる資格のうち、第1項又は第2項の要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 3 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- 4 契約書の作成については、落札者が準備する申込書をもって代えることができる。

#### 第14 入札に関する注意事項

その他必要な事項は、規則及び郡山市郵便入札参加者心得による。

#### 第15 その他

- 1 本件は、郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）に規定する公契約であることから、当該条例の趣旨をよく理解し、遵守すること。
- 2 その他不明な点については、市民・NPO活動推進課（電話 024-924-3471）まで問い合わせること。